

一般事業主行動計画（次世代育成対策推進法）

職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成27年4月1日～平成30年3月31日までの3年間

2. 当院の課題

育児休暇から復職する際に子どもを預ける施設がなく、復職できない場合がある。

3. 目標と取組内容・実施時期

<目標>

希望するすべての職員が、院内保育園を利用できるようにする。

<取組内容・取組時期>

平成27年4月～ 院内保育園の利用状況を把握・調査する。

平成27年6月～ 利用率向上のための対策の検討を開始する。

平成27年7月～ 育児休暇取得者へ内容を周知、利用率向上を呼びかける。

平成28年3月～ 利用状況を把握し効果を検証する。

保育園スタッフと追加対策を策定する。

策定日：平成27年3月12日

社団医療法人 呉羽会